

# 中小企業の 働き方改革

2020年4月から適用範囲が  
中小企業に拡大され  
さらに徹底されること  
になりました  
善通寺商工会議所では  
改正ポイントの解説、  
ご相談を承ります

## 働き方改革の改正ポイント

1

### 時間外労働の 上限規制

(法第36条、法第139～142条)



2

### 年次有給休暇の 確実な取得

(法第39条)



3

### 正規と非正規の 不合理な 待遇差の禁止



お気軽に  
ご相談ください

専門家が  
ご対応します

随時対応 予約をお願いします  
内容は秘密厳守いたします

改正ポイントは  
ウラ面に



# 善通寺商工会議所

〒765-0013 香川県善通寺市文京町3-3-3

電話 0877-62-1124  
FAX 0877-62-8941

善通寺商工会議所

検索

2善商発147号

1

# 時間外労働の上限規制



改正の  
ポイント

(時間外労働の上限規制の中小企業への適用は2020年4月～)  
時間外労働の上限規制  
労働基準法制定以来初めて、罰則付きの労働時間規制を導入します。

時間外労働が  
年720時間以内

時間外労働と  
休日労働の合計が  
月100時間未満

月45時間を超えて労働  
させることができる回数は、  
年6か月まで

- ◎ 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- ◎ 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て1ヵ月当たり80時間以内

2

# 年次有給休暇の確実な取得



改正の  
ポイント

年5日の年休を労働者に取得させることが使用者の義務となります。  
(対象:年次有給休暇が10日以上付与される労働者)

使用者は、労働者ごとに、年次有給休暇を付与した日(基準日)から1年以内に5日について、取得時季を指定して年次有給休暇を取得させなければなりません。ただし、既に5日以上有給休暇を請求・取得している労働者に対しては、使用者による時季指定をする必要はなく、また、することもできません。

(※)労働者が自ら請求・取得した年次有給休暇の日数や、労使協定で計画的に取得日を定めて与えた年次有給休暇の日数(計画年休)については、その日数分を時季指定義務が課される年5日から控除する必要があります。

つまり、

- ・「使用者による時季指定」、「労働者自らの請求・取得」、「計画年休」のいずれかの方法で労働者に年5日以上有給休暇を取得させれば足りる
- ・これらいずれかの方法で取得させた年次有給休暇の合計が5日に達した時点で、使用者からの時季指定をする必要はなく、また、することもできないということです。

3

# 同一労働同一賃金

## 1. 不合理な待遇差をなくすための規定の整備

均等 待遇規定  
不合理な待遇差の禁止

- ①職務内容
- ②職務内容・配置の変更の範囲
- ③その他の事情の  
違いに応じた範囲内で、待遇を決定する必要があります

均等 待遇規定  
差別的取扱いの禁止

- ①職務内容
- ②職務内容・配置の変更の範囲  
が同じ場合、待遇について同じ取扱いをする必要があります。

派遣労働者については、  
次のいずれかを確保する  
ことを義務化します。

- ①派遣先の労働者との均等・均衡待遇
- ②一定の要件※を満たす労使協定による待遇

※同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金と比べ、派遣労働者の賃金が同等以上であることなど。

改正の  
ポイント

正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差が禁止されます! 2020年4月～

※中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は、2021年4月～

## 2. 労働者に対する待遇に関する 説明義務の強化

非正規雇用労働者は、「正社員との待遇差の内容や理由」など、自身の待遇について事業主に説明を求めることができます。事業主は、非正規雇用労働者から求めがあった場合は、説明をしなければなりません。

## 3. 行政による事業主への助言・ 指導等や裁判外紛争解決手続 (行政ADR)の規定の整備

都道府県労働局において、無料・非公開の紛争解決手続きを行います。「均衡待遇」や「待遇差の内容・理由に関する説明」についても、行政ADRの対象となります。

ご相談は、善通寺商工会議所にお気軽に

電話 0877-62-1124 FAX0877-62-8941

善通寺商工会議所

検索